

# 第67回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時30分  
受付開始：午前9時30分

## 開催場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
ソニックスシティビル6階  
公益財団法人 埼玉県産業文化センター603会議室

## 議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）  
6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任  
の件

## 目 次

第67回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	3
連結計算書類	20
計算書類	33
監査報告	43
株主総会参考書類	51

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第67回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力ををお願い申し上げます。

記

### 1. 当社の対応

- ・役員及びスタッフは常時マスクを着用させていただきます。
- ・間隔を空けた座席配置といたしますが、スペースに限りがありますのでご承知おきください。
- ・株主総会所要時間の短縮を目指して運営いたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる株主様には、入場制限等をさせていただく場合がございます。

### 2. 株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症が流行しております。この状況を鑑み、できる限り株主総会へのご出席を見合わせていただき、特にご高齢の方・基礎疾患のある方は、書面による議決権行使をお願いいたします。
- ・会場内での常時マスクご着用と、手洗いや受付等での手指消毒にご協力くださいますようお願いいたします。
- ・当日ご出席される株主様は、咳や発熱有無等の健康状態を十分ご確認のうえお越しくださるようお願いいたします。

なお、上記に関わらず感染の状況等を考慮し、感染防止の措置を講じる場合があります。また、開催場所等大きな変更がある場合、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以 上

証券コード 7886  
2022年6月10日

## 株 主 各 位

埼玉県川越市大字古谷上4274番地  
ヤマト・インダストリー株式会社  
代表取締役社長 重岡幹生

### 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、画面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時30分（受付開始 午前9時30分）  
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックスシティビル6階  
公益財団法人 埼玉県産業文化センター603会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

#### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第67期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  - 第67期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件  
**第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに、会場受付にご提出ください。

なお、紙資源節約のため本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yamato-in.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

## 添付書類

### 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

#### I 企業集団の現況に関する事項

##### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により依然として厳しい状況が続くなか、ワクチン接種の普及などにより緩やかながらも回復に向けた動きが見られるようになりました。

しかしながら、新たな変異株の発生による感染再拡大リスクや原材料価格の上昇、原油価格の高騰などにより先行き不透明な状況で推移いたしました。また、中国においては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の影響により、一部で経済活動が抑制されて先行きの不透明感は一層高まることとなりました。

このような状況の中、当社グループは、国内外の体制を再整備し、合理化の実行による業績向上をめざしてまいりました。

売上は、142億37百万円（前連結会計年度129億66百万円）と増収となり、利益面では、営業損失2億67百万円（前連結会計年度損失5億51百万円）、経常損失2億74百万円（前連結会計年度損失4億84百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失3億6百万円（前連結会計年度損失5億78百万円）と改善となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、文中の各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

##### (合成樹脂成形関連事業)

顧客業績の回復に伴い、当社及び連結子会社で売上が増加したことにより売上高は、120億76百万円（前連結会計年度110億20百万円）と増収となり、利益面では、原材料価格の上昇等の影響あるも営業損失2億50百万円（前連結会計年度損失5億94百万円）と改善となりました。

## (物流機器関連事業)

受注拡大に努め積極的な営業活動を展開し、売上高は、21億60百万円（前連結会計年度19億46百万円）となりました。利益面では円安や諸資材価格の高騰等により営業損失17百万円（前連結会計年度利益43百万円）の減益になりました。

## 企業集団の事業別セグメント売上高

(単位：百万円)

事業セグメント	前期	当期	前期比
合成樹脂成形関連事業	11,020	12,076	109.6%
物流機器関連事業	1,946	2,160	111.0%
合 計	12,966	14,237	109.8%

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は、リースを含めて1億76百万円となりました。

合成樹脂成型関連事業における設備投資総額は1億68百万円であり、成型設備の改修・更新となっております。

物流機器関連事業における設備投資総額は7百万円であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度中における所要資金は、金融機関からの調達4億17百万円及び自己資金によりまかないとしました。

#### 4. 財産及び損益の状況

##### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 期 別	第 64 期 2019年3月期	第 65 期 2020年3月期	第 66 期 2021年3月期	第 67 期 2022年3月期 当連結会計年度
売 上 高	千円 16,044,393	15,859,657	12,966,763	14,237,330
経常利益又は経常損失(△)	千円 △147,915	140,015	△484,813	△274,909
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 △306,716	116,295	△578,756	△306,315
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	円 △305.25	115.76	△576.16	△ 304.95
総 資 産	千円 8,324,554	9,431,027	8,618,966	8,155,966
純 資 産	千円 1,897,969	1,930,785	1,330,527	1,227,748
1 株 当 た り 純 資 産	円 1,888.93	1,922.07	1,324.58	1,222.26

(注) 1. 記載金額は、1株当たりの金額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 第64期の1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額につきましては、2018年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る損益については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第64期 2019年3月期	第65期 2020年3月期	第66期 2021年3月期	第67期 2022年3月期 当事業年度
売上高	千円	8,142,209	7,579,180	5,614,346	5,789,277
経常利益又は経常損失(△)	千円	58,101	244,773	△61,654	16,821
当期純利益又は当期純損失(△)	千円	45,964	199,422	△397,636	1,895
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	円	45.74	198.50	△395.85	1.89
総資産	千円	6,227,876	6,911,296	6,688,782	6,235,186
純資産	千円	1,573,477	1,768,917	1,377,967	1,379,397
1株当たり純資産	円	1,565.98	1,760.93	1,371.81	1,373.23

- (注) 1. 記載金額は、1株当たりの金額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 第64期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、2018年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る損益については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
埼 玉 ヤ マ ト 株 式 会 社	千円 90,000	% 100.00	屋外広告物の製造及び合成樹脂製品の成形加工
ヤマト・テクノセンター株式会社	千円 70,000	100.00	金型設計製作
香港大和工貿有限公司	千USドル 9,661	100.00	合成樹脂製品の販売及び金型販売
大和高精密工業（深圳）有限公司	千香港ドル 50,000	※100.00	合成樹脂製品の成形加工及び金型設計製作
亞穀特貿易（上海）有限公司	元 795,340	※100.00	物流機器事業関連商品の販売
BIG PHILIPPINES CORPORATION	千ペソ 50,000	99.75	精密機器用プラスチック部品の製造販売

(注) 1. ※の議決権比率は、間接所有割合を含んでおります。

2. 埼玉ヤマト株式会社は、2022年2月25日付で増資を行い、資本金が増加しております。

### (3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 6. 対処すべき課題

当社グループの経営課題は、当社グループの基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むと共に収益力の回復と利益ある成長を果たすため、

- (1) 「継続的に利益を創出し、成長を実感できる企業」を目指していくために、抜本的な構造改革を確実に推進する。
  - ・事業ユニット制への組織再編を行い、長期的な視野に立った成長戦略を推し進め、恒常的な黒字体质を構築する。
  - ・「新規事業開発部」を立上げ、全社横断的に新規顧客・新製品・新規事業の創出を行う。
  - ・海外事業の体制強化を更に推進する。
  - ・将来に向けての前向きな投資を検討し実施する。
- (2) 管理機能の更なる強化により企業体质の改善を図る。
  - ・人材の採用、人材の登用、人材の育成を行い、人員の採用を行い人財の活性化を進めます。
  - ・新基幹システム導入プロジェクトを推進する。
  - ・コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。
  - ・品質保証に対する意識付けを全社に展開する。

以上の施策の確実な実行と目標達成が当社グループの最重要課題であると認識して進めてまいります。

## 7. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業セグメント	商品の内容
合成樹脂成形関連事業	OA機器部品、セールスプロモーション製品、住設機器、自動車用品、家庭用品、情報通信関連用品、家電部品
物流機器関連事業	コンビテナー（スルーテナー、ロールコンビテナー、コンビカート等）

## 8. 主要な営業所及び工場の状況 (2022年3月31日現在)

当 社 本 社 (埼玉県川越市)

国 内 生 産 拠 点: 当社川越工場 (埼玉県川越市)

埼玉ヤマト(株) (埼玉県深谷市)

ヤマト・テクノセンター(株)川越工場 (埼玉県川越市)

ヤマト・テクノセンター(株)三芳工場 (埼玉県入間郡三芳町)

国 内 販 売 拠 点: 当社東京本社 (東京都台東区)

当社大阪営業所 (大阪市中央区)

海 外 拠 点: 香港大和工貿有限公司 (中国)

大和高精密工業 (深圳) 有限公司 (中国)

亞禡特貿易 (上海) 有限公司 (中国)

BIG PHILIPPINES CORPORATION (フィリピン)

## 9. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

事 業 セ グ メ ン ト	従 業 員 数
合 成 樹 脂 成 形 関 連 事 業	948名 (361名)
物 流 機 器 関 連 事 業	14名 (3名)
全 社 (共 通)	23名 (4名)
合 計	985名 (368名)

(注) 従業員数は就業人員数であり臨時従業員は( )内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

### (2) 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	72名	10名減	47才10ヶ月	19年9ヶ月
女 性	19名	2名減	43才 7ヶ月	17年0ヶ月
合 計 又 は 平 均	91名	12名減	46才11ヶ月	19年2ヶ月

(注) 上記の従業員数の中には、嘱託・準社員及びパート勤務者63名は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	914,074千円
株式会社三井UFJ銀行	724,008
株式会社武蔵野銀行	618,360
株式会社三井住友銀行	270,008
株式会社りそな銀行	270,032
株式会社商工組合中央金庫	242,720

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 2,296,000株
2. 発行済株式総数 1,017,179株
3. 株主総数 748名 (前期末比38名減)
4. 大株主の状況

株	主	名	持株数	持株比率
永田紙業株式会社			400,000株	39.82%
岩本宣頼			28,080	2.80
株式会社SBI証券			25,900	2.58
巻幡俊			21,600	2.15
吉村祥郎			20,600	2.05
関口貴士			20,100	2.00
美吉野化工株式会社			20,000	1.99
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040			16,200	1.61
乾峻輔			15,200	1.51
日鋼YPK商事株式会社			13,300	1.32

(注) 持株比率は、自己株式(12,691株)を控除して計算しております。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### III 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長	重 岡 幹 生	代表取締役 事業ユニット統括 香港大和工貿有限公司 董事長 大和高精密工業（深圳）有限公司 董事長
取 締 役 会 長	杉 浦 大 助	品質保証室担当 香港大和工貿有限公司 取締役 大和高精密工業（深圳）有限公司 取締役 BIG PROPERTIES HOLDINGS, INC 取締役 埼玉ヤマト株式会社 取締役
専 務 取 締 役	永 田 耕 太 郎	永田紙業株式会社 代表取締役 明成物流株式会社 代表取締役 物流機器レンタル株式会社 代表取締役
常 務 取 締 役	河 原 畑 宏 二	管理本部・経営企画室統括 ヤマト・テクノセンター株式会社 取締役
取 締 役	今 東 幸 司	樹脂事業ユニット長 ヤマト・テクノセンター株式会社 代表取締役
取 締 役	永 田 博 太 郎	永田紙業株式会社 取締役
取締役（監査等委員）	田 村 昭 夫	ヤマト・テクノセンター株式会社 監査役 大和高精密工業（深圳）有限公司 監査役
取締役（監査等委員）	渡 邊 正 博	渡邊税理士事務所 代表者
取締役（監査等委員）	尾 崎 貴 章	コンピタント株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役渡邊正博、尾崎貴章の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査に必要な情報の収集や内部監査室との円滑な連携が期待されるため、田村昭夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。

3. 監査等委員渡邊正博氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、2010年3月24日に当社独立役員として届け出ています。
4. 監査等委員尾崎貴章氏は、財務・会計及び企業経営者としての専門的知見を有するものであります。なお、2022年6月1日に当社独立役員として就任しております。

## 2. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

取締役全員を被保険者として保険会社との間で締結しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。なお、保険料につきましては、全額会社が負担しております。

## 3. 当事業年度中の取締役の異動

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
岩本宣頼	2021年6月29日	任期満了	代表取締役会長 品質保証室担当
茂木久男	2021年9月30日	辞任	取締役顧問 財務全般担当

#### 4. 取締役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内訳に係る決定方針に関する事項

本方針につきましては、取締役会において改定しておりその内容は次のとおりであります。

当社取締役の役員報酬は、固定報酬のみで構成されており業績連動報酬基準は定めておりません。業績連動報酬基準制定の際は速やかにお知らせいたします。固定報酬を設定するにあたっては、2013年2月14日開催の取締役会にて、第三者機関による役員報酬調査データをもとに、当社の規模や業種の類似する企業の水準を参照し、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定するよう決議しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等について2015年6月開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額240,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない。）及び取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額30,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内訳の決定に係る委任に関する事項

各取締役の役職及び役割・責任範囲等は代表取締役社長、人事担当取締役の協議にて決定し、その結果に対する意見を監査等委員会からいただき、取締役会にて審議しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員であるものを除く)	63,300	63,300	—	—	8
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	11,880 (7,560)	11,880 (7,560)	—	—	3 (2)

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 取締役 渡邊正博

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

渡邊税理士事務所 代表者

当社と渡邊税理士事務所の間には、取引関係その他の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取 締 役 会 席 回 数	監査等委員会 出席回数	活 動 状 況
渡 邊 正 博 社 外 取 締 役	13回／14回	6回／6回	主に税理士としての専門的知見により、取締役会において活発な審議に積極的に参画すると共に、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等をおこなっています。さらに監査等委員として、豊富な知識及び客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。

### (2) 取締役 尾崎貴章

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

コンピタント株式会社 代表取締役

当社とコンピタント株式会社の間には、取引関係その他の利害関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取 締 役 会 席 回 数	監査等委員会 出席回数	活 動 状 況
尾 崎 貴 章 社 外 取 締 役	11回／14回	6回／6回	主に財務・会計及び企業経営者としての専門的知見により、取締役会において活発な審議に積極的に参画すると共に、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等をおこなっております。さらに監査等委員として、豊富な知識及び客観的な観点から監査体制の強化を推進しております。

## 6. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

## IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称　監査法人　不二会計事務所

### 2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の子会社である香港大和工貿有限公司及びBIG PHILIPPINES CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については定めておりません。

## **VI 業務の適正を確保するための体制**

当社は、2016年3月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり決定しております。

### **1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 役員及び使用人の行動規範として企業倫理規定等の法令・定款遵守体制に関する規定（以下、「法令等遵守規定」という。）を整備する。
- (2) 役員及び使用人に対する法令等遵守規定の周知、教育等を行う。
- (3) 内部監査室は、内部監査規程に従って法令及び定款への適合に関して監査を行い、その監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

### **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項**

取締役会の定める文書管理規程等に基づき、取締役及びこれを補助する使用人は、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存する。

### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

経営環境を取り巻くリスク情報を収集・管理するとともに、必要に応じて規程を制定しリスクの低減及び未然防止を図る。

### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役会の定める職務権限規程、稟議規程、稟議手続細則等に基づき、職務の執行に関する意思決定過程を明確にし、その効率化を図る。
- (2) 取締役は、各部門が達成すべき目標を設定し、定期的に達成状況を把握し評価する。
- (3) 当社は、2013年4月22日付にて執行役員制度を導入、業務の執行と監督の分離を実現し、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行う。

### **5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の行動規範として法令遵守を含め企業の社会的責任を果たすための規程等を整備する。
- (2) 子会社に当社からの役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当役員は業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (3) 当社の役職員等が子会社の取締役に就くことにより、当社が業務の適正を監視できる体制とする。

- (4) 内部監査室は、子会社の管理部門と協議のうえ子会社に対する調査を実施するなどして法令遵守等に関わる経営の状況を把握し、これを取締役会に報告する。

## 6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査室に所属する使用人に対して、監査業務に必要な事項の調査・報告等を命じができるものとし、その場合、当該使用人は、当該事項の調査・報告等に関して取締役からの指揮命令を受けないこととし、そのための体制を整備する。
- (2) 内部監査室に所属する使用人の任命・移動・評価等については、事前に監査等委員と人事担当取締役が協議する。

## 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人が法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事實を発見した場合に当社グループの役職員等は直ちに監査等委員会に報告する手続等に関する規程を策定するなどして、その体制を整備する。
- (2) 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

## 8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用の前払を請求してきたときは、担当部門において審議のうえ、当該費用に掛かる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 9. 財務の報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

## 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は、監査等委員との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果等について協議及び意見交換をするなど密接な情報交換及び連携を図る。また、監査等委員及び内部監査室は会計監査人と共に連携、かつ相互に牽制を図るものとする。

- (2) 監査等委員がその必要性を認めたときは監査の実施にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家及び内部監査室と連携をすることができる体制を整備する。

## 11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下の通りであります。

- (1) 取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監督しております。
- (2) 取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報について文書管理に関する規程に基づき、適切に記録・保管を行っております。
- (3) 内部統制システムに基づき、当社の事業活動に関するリスクを把握・評価し適切な対応を行っております。
- (4) 執行役員制度を導入し、各部門の業績目標について、定期的に総括・見直しを行い機動的に対応しつつ効率的な業務執行を行っております。また、職務権限規程、稟議規程、稟議手続細則等に基づき、職務執行に関する意思決定過程を明確にし、その効率を図っております。
- (5) 子会社の重要な事項については、当社への報告、当社での決裁等がなされる体制が整備され、それに基づく、報告、決裁が行われております。また、子会社に当社からの役員を配置し、子会社の業務の適正性を監視しております。
- (6) 監査等委員会を6回開催し監査方針や監査計画を協議決定するとともに、重要な社内会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- (7) 財務報告の適正性を確保するため、内部監査部門である内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役及び監査等委員へ報告を行っております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	6,285,778	流 動 負 債	4,183,606
現 金 及 び 預 金	1,969,931	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,156,369
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,275,679	電 子 記 録 債 務	442,606
電 子 記 録 債 権	855,115	短 期 借 入 金	1,277,188
棚 卸 資 產	1,062,950	リ 一 ス 債 務	22,887
そ の 他	122,101	未 払 法 人 税 等	19,049
固 定 資 產	1,870,187	賞 与 引 当 金	9,621
有 形 固 定 資 產	1,665,693	そ の 他	255,884
建 物 及 び 構 築 物	268,435	固 定 負 債	2,744,610
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	500,871	長 期 借 入 金	2,522,531
土 地	768,976	リ 一 ス 債 務	33,643
リ 一 ス 資 產	42,131	退 職 給 付 に 係 る 負 債	151,827
建 設 仮 勘 定	2,126	繰 延 税 金 負 債	29,281
そ の 他	83,151	そ の 他	7,327
無 形 固 定 資 產	22,471	負 債 合 計	6,928,217
リ 一 ス 資 產	8,453	(純 資 產 の 部)	
そ の 他	14,017	株 主 資 本	1,079,755
投 資 そ の 他 の 資 產	182,023	資 本 金	927,623
投 資 有 価 証 券	32,762	資 本 剰 余 金	763,504
そ の 他	149,261	利 益 剰 余 金	△588,128
資 產 合 計	8,155,966	自 己 株 式	△23,244
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	147,098
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,431
		為 替 換 算 調 整 勘 定	182,398
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△36,731
		非 支 配 株 主 持 分	894
		純 資 產 合 計	1,227,748
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	8,155,966

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科 目						金額
売上原価	高価益費					14,237,330
売上総利	益費					13,070,773
販売費及び一般管理費	失益					1,166,557
営業業外収	益					1,434,105
受取利息及び手数料	当期金	料益				267,548
受取替差収	配数	益入他				
為助成金の支払	3,687					
その他	6,498					
	23,168					
営業外費用	14,110					
支手形の償却	6,489					
その他						53,955
支手形の損失	58,968					
債権の売却	750					
その他	694					
	903					61,316
経常特別損失						274,909
固定別損						
固定資産の売却	1,652					1,652
減損						
投資有価証券の評価損	2,336					
特別退職金	17,244					
	423					
	19,424					
税金等調整前当期純損失						39,428
法人税、住民税及び事業税	28,481					
法人税等調整額	△13,159					
法人税等還付税額	△21,873					
当期純損失						△6,550
非支配株主に帰属する当期純利益						306,134
親会社株主に帰属する当期純損失						181
						306,315

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日残高	927,623	763,504	△281,812	△23,244	1,386,071
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△306,315		△306,315
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△306,315	－	△306,315
2022年3月31日残高	927,623	763,504	△588,128	△23,244	1,079,755

項目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日残高	1,354	542	△26,854	△31,387	△56,345	801	1,330,527
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失							△306,315
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	76	△542	209,253	△5,343	203,443	92	203,535
連結会計年度中の変動額合計	76	△542	209,253	△5,343	203,443	92	△102,781
2022年3月31日残高	1,431	－	182,398	△36,731	147,098	894	1,227,748

## 連 結 注 記 表

### I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

ヤマト・テクノセンター(株)、埼玉ヤマト(株)、香港大和工貿有限公司、大和高精密工業（深圳）有限公司、亜穂特貿易（上海）有限公司、BIG PHILIPPINES CORPORATION

また、当連結会計年度において、HMヤマト(株)は清算結了に伴い、連結の範囲から除外しております。  
ただし、清算結了までの損益計算書については連結しております。

##### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、香港大和工貿有限公司、大和高精密工業（深圳）有限公司、亜穂特貿易（上海）有限公司、BIG PHILIPPINES CORPORATIONの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2022年1月1日から連結決算日2022年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行なっております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

BIG PROPERTIES HOLDINGS, INC

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ取引…………時価法

③ 棚卸資産……………当社は月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① リース資産以外の固定資産

(1) 有形固定資産 ……当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
海外連結子会社は、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～46年
機械装置及び運搬具	4年～8年
その他（什器備品）	2年～20年

(2) 無形固定資産 ……定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法によっております。貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の計上方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異の処理

未認識数理計算上の差異の処理については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の、退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは各種合成樹脂成形品及び物流機器の各製品の製造、販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が該当製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行なっております。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 ………………為替予約、金利スワップ
- ・ヘッジ対象 ………………外貨建債権債務及び外貨建予定取引、借入金

ヘッジ方針

外貨建取引金額の範囲内で為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

これにより、有償支給取引において、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しないこといたしました。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この結果、連結計算書類に与える影響は、軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

## III 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産 17,244千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業ユニットを区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候判断については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得ら

れる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります

#### IV 連結貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

建物	117,876千円
土地	768,976千円
合計	886,852千円

###### (2) 担保に係る債務

短期借入金	69,840千円
長期借入金	560,840千円
合計	630,680千円

##### 2. 受取手形割引高

49,210千円

##### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

5,265,812千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでいます。

#### V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,017,179株
------	------------

## VII 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に合成樹脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループでは、債権管理規程に従いリスクを管理しております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握することにより、リスクを管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、製品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としており、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、管理を行っております。

営業債務や借入金は流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは、資金繰計画の作成・更新を実施してリスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額12,539千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,969,931	1,969,931	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,275,679	2,275,679	—
(3) 電子記録債権	855,115	855,115	—
(4) 投資有価証券			
その他の有価証券	20,222	20,222	—
資産計	5,120,949	5,120,949	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,156,369	2,156,369	—
(2) 電子記録債務	442,606	442,606	—
(3) 短期借入金	1,277,188	1,277,188	—
(4) 長期借入金	2,522,531	2,530,151	7,619
負債計	6,398,696	6,406,315	7,619
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの（*）	—	1,819	1,819
デリバティブ取引計	—	1,819	1,819

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金ならびに、(3) 電子記録債権

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつ

ております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務ならびに、(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によつております。また、固定金利によるものの時価は元利金の合計額を新規に同様の借入を行つた場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものはありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契 約 額 等		時 価
			うち 1 年超	—	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建仕入の 予定取引	—	—	—
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	107,837	—	1,839
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,800	—	△20
合 計			114,637	—	

(注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形及び売掛金	2,275,679	—	—	—

## (注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	838,050	—	—	—
長期借入金	439,137	1,775,240	747,291	—

## VII 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	合成樹脂成形 関連事業	物流機器 関連事業	
日本	3,747,668	2,143,738	5,891,407
中国	7,026,522	16,659	7,043,182
フィリピン	1,277,433	—	1,277,433
その他	25,307	—	25,307
顧客との契約から生じる収益	12,076,932	2,160,398	14,237,330
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	12,076,932	2,160,398	14,237,330

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは各種合成樹脂成形品及び物流機器の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡し時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された耐火から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

**VIII 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	1,222円26銭
1株当たり当期純損失	304円95銭

**IX 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,403,194	流動負債	2,636,815
現金及び預金	691,312	支 払 手 形	335,148
受取手形	23,572	電子記録債務	415,854
電子記録債券	834,262	営業外電子記録債務	26,752
売掛金	1,331,407	買掛金	509,825
商工製造仕入原価	6,863	短期借入金	1,191,868
販売手料	259,962	未払費用	52,423
掛材料	18,317	未賞与引当金	44,742
原価未収	32,498	未払法人税等	6,225
販売手料	9,432	未払消費税等	10,612
販売手料	187,120	その他	13,722
販売手料	7,200		29,641
販売手料	1,247		
固定資産	2,831,991	固定負債	2,218,973
有形固定資産	1,008,780	長期借入金	2,131,411
建物	119,603	繰延税金負債	203
構築物	8,609	退職給付引当金	50,137
機械及び装置	60,738	その他の	37,222
車両	573		
工具、器具及び備品	8,147	負債合計	4,855,789
土地	768,976	(純資産の部)	
リース資産	42,131	株主資本	1,377,966
無形固定資産	16,538	資本準備金	927,623
ソフトウエア	2,210	資本剩余额	785,172
リース権	8,453	資本準備金	785,132
電話加入権	5,873	その他資本剩余额	40
投資その他資産	1,806,673	利益剰余金	△311,585
投資有価証券	31,608	利益準備金	1,004
関係会社株式	1,658,292	その他利益剰余金	△312,590
長期貸付金	10	買換資産圧縮積立金	9,096
長期前払費用	21,930	繰越利益剰余金	△321,687
敷金・保証金	10,461	自己株式	△23,244
保険積立	74,370	評価・換算差額等	1,431
	10,000	その他有価証券評価差額金	1,431
資産合計	6,235,186	純資産合計	1,379,397
		負債・純資産合計	6,235,186

# 損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科 目						金額
<b>売上原価</b>						<b>5,789,277</b>
<b>売上総利</b>						<b>5,046,987</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>						<b>742,289</b>
<b>売上業外収益</b>						<b>784,390</b>
<b>受取利息及び手賃替の差</b>						<b>42,101</b>
<b>受取利息の差</b>						
受取利息及び手賃替の差						72,079
受取利息及び手賃替の差						29,448
受取利息及び手賃替の差						31,141
受取利息及び手賃替の差						1,070
受取利息及び手賃替の差						3,325
						137,065
<b>業外費用</b>						
支払利息の差						51,293
支払利息の差						743
支払利息の差						603
支払利息の差						24,685
支払利息の差						684
支払利息の差						131
						78,143
<b>経常利益</b>						<b>16,821</b>
<b>固定資産損失</b>						19
<b>固定資産処分損</b>						1,613
<b>投資有価証券評価損</b>						423
<b>関係会社清算損</b>						6,601
<b>特別引当期純損失</b>						19,424
						28,062
<b>法人税・住民税及び事業税額</b>						<b>11,221</b>
<b>法人税等調整額</b>						11,655
<b>法人税等還付税額</b>						△2,899
<b>当期純利益</b>						△21,873
						△13,116
						<b>1,895</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本								
	資本金	資本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	利益剩余金合計		
2021年4月1日残高	927,623	785,132	40	785,172	1,004	11,370	△325,856	△313,481	△23,244 1,376,070
事業年度中の変動額									
当期純利益							1,895	1,895	1,895
買換資産圧縮積立金の取崩額						△2,274	2,274	–	–
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	–	–	–	–	–	△2,274	4,169	1,895	– 1,895
2022年3月31日残高	927,623	785,132	40	785,172	1,004	9,096	△321,687	△311,585	△23,244 1,377,966

項 目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	1,354	542	1,896	1,377,967
事業年度中の変動額				
当期純利益				1,895
買換資産圧縮積立金の取崩額				–
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	76	△542	△465	△465
事業年度中の変動額合計	76	△542	△465	1,429
2022年3月31日残高	1,431	–	1,431	1,379,397

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) リース資産以外の固定資産

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用 均等償却しております。

##### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

##### ① 退職給付見込額の計上方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社グループは各種合成樹脂成型品及び物流機器の各製品の製造、販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が該当製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

## II 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

これにより、有償支給取引において、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しないこといたしました。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度において、計算書類に与える影響は、軽微であります。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

## III 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	117,876千円
土地	768,976千円
合計	886,852千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	69,840千円
長期借入金	560,840千円
合計	630,680千円

### 2. 受取手形割引高

49,210千円

### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

1,903,187千円

#### 4. 債務保証

関係会社の金融機関よりの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。

埼玉ヤマト株式会社	11,500千円
香港大和工貿有限公司	146,892千円
	(1,200千US\$)
BIG PHILIPPINES CORPORATION	85,687千円
	(700千US\$)

#### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	77,829千円
長期金銭債権	14,730千円
短期金銭債務	121,508千円

### IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	36,488千円
仕入高	499,190千円
営業取引以外の取引高	99,048千円

### V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	12,691株
------	---------

## VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳

### (1) 繰延税金資産

固定資産減損損失	39,864千円
退職給付引当金	15,181千円
棚卸資産評価損	10,852千円
子会社株式評価損	83,650千円
繰越欠損金	234,386千円
その他	10,253千円
繰延税金負債との相殺	－千円
繰延税金資産小計	394,188千円
評価性引当額	389,784千円
繰延税金資産合計	4,403千円
繰延税金資産の純額	－千円

### (2) 繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	3,984千円
その他	621千円
繰延税金資産との相殺	－千円
繰延税金負債合計	4,606千円
繰延税金負債の純額	203千円

## VII 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	埼玉ヤマト(株)	所有 直接 100.00	当社製品の製造  土地建物の賃貸  債務保証  役員の兼任	製品の仕入 (注4)  設備の賃貸 (注3)  債務保証 (注5)	292,903  13,186  11,500	買掛金  未払金  支払手形  —	34,770  17,611  39,268  —
子会社	ヤマト・テクノセントター(株)	所有 直接 100.00	金型の設計製作  土地建物の賃貸  技術サポート  役員の兼任	金型の仕入 (注4)  設備の賃貸 (注3)  支払手数料 (注2)	119,501  17,955  26,400	買掛金  未払費用  支払手形  —	1,515  1,007  20,079  —
子会社	香港大和工貿有限公司	所有 直接 100.00	当社製品の販売  経営指導  債務保証  役員の兼任	製品の仕入 (注4)  受取手数料 (注1)  債務保証 (注5)	86,798  8,714  146,892	買掛金  未収入金  —	7,182  34,178  —
子会社	BIG PHILIPPINES CORPORATION	所有 直接 99.75	経営指導  債務保証	受取手数料 (注1)  債務保証 (注5)	20,733  85,687	未収入金  —	20,734  —

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導等の役務提供に対する対価を「受取手数料」として受領しており、当該役務に係る当社の費用見積額を提示し、交渉の上決定しております。
- (注2) 技術サポートの役務提供に対する対価を「支払手数料」として支払しており、当該役務に係る当社の費用見積額を提示し、交渉の上決定しております。
- (注3) 貸貸料については、貸与資産の減価償却費相当額としております。
- (注4) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注5) 埼玉ヤマト(株)の銀行借入(11,500千円)、香港大和工貿有限公司の銀行借入(146,892千円)、BIG PHILIPPINES CORPORATIONの銀行借入(85,687千円)につき、債務保証を行ったものであります。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社等の子会社を含む)	永田紙業(株) (注2)	(被所有) 直接 39.8	当社製品の販売 産業廃棄物の処理及び運搬 役員の兼任	製品の売上 (注1)	6,723	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 当社取締役 永田耕太郎およびその近親者が議決権の過半数を直接所有しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,373円23銭
1株当たり当期純利益	1円89銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ヤマト・インダストリー株式会社  
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所  
東京都台東区

代表社員 公認会計士 栗田尚宣 

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマト・インダストリー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部

統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ヤマト・インダストリー株式会社  
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所  
東京都台東区

代表社員 公認会計士 栗田尚宣 

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマト・インダストリー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を

払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人

の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じた説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人不二会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人不二会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

ヤマト・インダストリー株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員 田 村 昭 夫 ㊞

監 査 等 委 員 渡 邊 正 博 ㊞

監 査 等 委 員 尾 崎 貴 章 ㊞

(注) 監査等委員渡邊正博及び尾崎貴章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 物流・運輸機材等、当社取扱製品の古物売買を致すべく目的に追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をする旨を定めるものであります。
  - (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定について新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第一章 総則</b> (目的) <b>第2条</b> 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。 1 合成樹脂の製造加工販売 2 各種精密機械、医療機械器具並びに電気機器、材料の製造販売 3 合成樹脂成型加工機械装置、材料の製造販売 4 保温保冷建装工事及び包装梱包運輸機材の製造加工販売並びに賃貸 5 一般文具家庭用育児用雑貨の製造加工販売及び貿易業務 6 木材プラスチック複合体の製造加工販売 7 建設工事の企画、設計、監理及び施工 8 ディスプレイに関する展示機器、室内外装飾用品等の企画、設計、製作、販売 9 古紙及びパルプの販売並びに輸出入 10 健康食品の販売 11 損害保険代理業 <u>12</u> 前各号に附帯する一切の業務	<b>第一章 総則</b> (目的) <b>第2条</b> 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。 1 合成樹脂の製造加工販売 2 各種精密機械、医療機械器具並びに電気機器、材料の製造販売 3 合成樹脂成型加工機械装置、材料の製造販売 4 保温保冷建装工事及び包装梱包運輸機材の製造加工販売並びに賃貸 5 一般文具家庭用育児用雑貨の製造加工販売及び貿易業務 6 木材プラスチック複合体の製造加工販売 7 建設工事の企画、設計、監理及び施工 8 ディスプレイに関する展示機器、室内外装飾用品等の企画、設計、製作、販売 9 古紙及びパルプの販売並びに輸出入 10 健康食品の販売 11 損害保険代理業 <u>12</u> 古物営業法に基づく古物商 <u>13</u> 前各号に附帯する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
第三章 株主総会  (新 設)	第三章 株主総会  (電子提供措置等)  第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。  (附則)  (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)  1. 定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。  2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
第15条～第21条 (条文省略)	第16条～第22条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
第四章 取締役および取締役会 (新 設)	<p>第四章 取締役および取締役会 (補欠監査等委員)</p> <p>第23条 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査等委員を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査等委員の選任決議の定足数は定款第21条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査等委員が監査等委員に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後最初に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
第22条～第40条 (条文省略)	第24条～第42条 (現行通り)

## 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたか、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>【再任】 重岡幹生 (1962年3月31日)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 3,300株</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 14/14 (100%)</p> <hr/> <p>取締役在任年数 17年</p>	<p>1986年4月 当社入社 1996年4月 香港大和工貿有限公司代表取締役社長 2004年4月 当社樹脂事業部長 2005年6月 取締役樹脂事業部長 2010年10月 取締役樹脂事業海外統括 2013年5月 取締役上席執行役員樹脂事業海外統括 2015年6月 常務取締役常務執行役員樹脂事業海外統括 2018年1月 常務取締役常務執行役員事業本部副本部長 2018年6月 常務取締役常務執行役員事業本部副本部長兼関連会社担当 2021年6月 代表取締役社長兼事業ユニット統括（現任） (重要な兼職の状況) 香港大和工貿有限公司 董事長 大和高精密工業(深圳)有限公司 董事長</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 長年にわたり国内・海外グループ会社の経営に携わった豊富な経験と実績、及びその経験を通じて培った高い見識は、取締役に相応しいと判断しました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p><b>【再任】</b>            永田 耕太郎            (1964年12月4日)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 1,300株</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 13/14 (92%)</p> <hr/> <p>取締役在任年数 12年4ヶ月</p>	<p>1989年4月 永田紙業(株)入社            1995年7月 明成物流(株)設立、代表取締役社長            1998年4月 永田紙業(株)取締役営業部長            2010年2月 当社常務取締役            2010年6月 常務取締役兼経営企画室長            2010年7月 物流機器レンタル(株)設立、代表取締役社長            2012年11月 永田紙業(株)代表取締役社長            2013年5月 当社常務取締役常務執行役員            2015年6月 専務取締役専務執行役員（現任）            (重要な兼職の状況)            永田紙業(株) 代表取締役            明成物流(株) 代表取締役            物流機器レンタル(株) 代表取締役</p> <p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>            他業種の企業経営者としての豊富な経験、実績及び人脈を持ち、異なる視点から当社経営、特に新規事業立ち上げや企業価値向上の為に貢献頂けるとの見地から、取締役に相応しいと判断しました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3	<p><b>【再任】</b>            河原畑 宏一            (1956年2月3日)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 — 株</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 14／14 (100%)</p> <hr/> <p>取締役在任年数 5年</p>	1980年4月 三井物産(株)入社 1994年3月 三井物産(株)スカンジナビア物産化学品部 General Manager 1998年7月 三井物産(株)本社先端材料事業部工業フィルム・光学材料室長 2005年12月 Plalloy MTD B.V. (在オランダ) 社長 2010年12月 三井物産プラスチックトレード(株)常務執行役員 2013年5月 三井物産(株)本社機能化学品本部シニアビジネスコーディネーター 2015年10月 当社入社 2016年4月 執行役員新規プロジェクト担当 2017年6月 取締役執行役員経営企画室統括兼新規 2021年6月 常務取締役執行役員管理本部・経営企画室統括 (現任) <b>(重要な兼職の状況)</b> ヤマト・テクノセンター(株) 取締役 BIG PROPERTIES HOLDINGS,INC 取締役	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
4	<p><b>【再任】</b>            今 東 幸 司            (1959年6月23日)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 800株</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 10／14 (71%)</p> <hr/> <p>取締役在任期数 5年</p>	1984年4月 当社入社 1999年5月 東上精機(株)代表取締役社長 (現 ヤマト・テクノセンター(株)) 2009年11月 当社事業本部事業統括室室長 2012年1月 商環境事業部事業部長 2013年5月 執行役員事業本部商環境事業部事業部長 2016年4月 執行役員事業本部樹脂営業統括部長兼生産部副部長 2017年6月 取締役執行役員事業本部樹脂営業統括部長兼生産統括部長 2021年11月 取締役執行役員樹脂事業ユニット長 (現任) <p>(重要な兼職の状況)</p> ヤマト・テクノセンター(株) 代表取締役 香港大和工貿有限公司 取締役 大和高精密工業(深圳)有限公司 取締役	
		<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>営業、技術、生産の各部門において要職を務めた経験を有し、その経験から得た知見及び業界における人脈は経営に欠かせないと判断しました。</p>	
5	<p><b>【新任】</b>            渋 谷 俊 泰            (1963年9月16日)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 一 株</p>	1986年4月 当社入社 2006年4月 香港大和工貿有限公司代表取締役社長 2009年11月 当社事業本部川越工場工場長 2016年4月 BIG PHILIPPINES CORPORATION代表取締役社長 2019年4月 執行役員BIG PHILIPPINES CORPORATION代表取締役社長 (現任) <p>(重要な兼職の状況)</p> BIG PHILIPPINES CORPORATION 代表取締役 BIG PROPERTIES HOLDINGS,INC 取締役	
		<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>長年にわたり生産部門及び海外グループ会社の経営に携わり、その豊富な経験と実績、及び知見は当社経営に貢献頂けると判断しました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p><b>【再任】</b>          なが た ひろ たろ う  <b>永 田 博 太 郎</b>          (1937年8月24日)</p> <hr/> <p>所有する当社株式の数 一 株</p> <hr/> <p>取締役会への出席状況 7/14 (50%)</p> <hr/> <p>取締役在任年数 12年4ヶ月</p>	<p>1959年9月 永田商店創業          1973年5月 永田紙業(株)設立、代表取締役社長          2010年2月 当社取締役（現任）          2012年11月 永田紙業(株)取締役会長          (重要な兼職の状況)          永田紙業(株) 取締役</p> <p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>          長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役として、有益な意見や指摘を頂いており、当社経営のため欠かせないと判断いたしました。</p>

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。その他の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 永田耕太郎氏は、永田紙業(株)の代表取締役であり、当社は同社と物品売買等の商取引関係があります。また、明成物流(株)および物流機器レンタル(株)の代表取締役であり、当社は同両社と運送等の商取引関係があります。
3. 永田博太郎氏は、永田紙業(株)の取締役であり、当社は同社と物品売買等の商取引関係があります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役に就任した場合は、取締役全員を被保険者として、当該保険契約を更新する予定であります。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。なお、保険料につきましては、全額会社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

## 【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

氏名	企業経営	財務・会計	人事・法務・リスク管理・コンプライアンス	製造・技術	IT・DX	研究開発	営業・企画	グローバル経験
重岡幹生	○	○	○	○		○	○	○
永田耕太郎	○	○	○			○	○	○
河原畠宏二	○	○	○		○		○	○
今東幸司	○			○		○	○	
渋谷俊泰	○	○	○	○			○	○
永田博太郎	○	○	○				○	
田村昭夫		○	○	○	○			
渡邊正博	○	○	○					
尾崎貴章	○	○	○					

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、「第1号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合に、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<b>【新任】</b> まつ 松 尾 芳 行 (1957年10月12日)	1982年4月 当社入社 2013年10月 事業本部 東日本事業部 樹脂営業部部長 2015年4月 事業本部 営業部 樹脂営業部部長 2016年4月 事業本部 樹脂営業部部長 2017年11月 HMヤマト株式会社取締役 2019年4月 HMヤマト株式会社代表取締役社長 2021年5月 内部監査室(現任)
所有する当社株式の数 100株	<b>【取締役候補者の選任理由】</b> 長年にわたり、営業部門及び生産部門を経験し、子会社の経営にも携わり、現在内部監査の業務に係わり当社の監査業務に貢献頂けると判断しました。

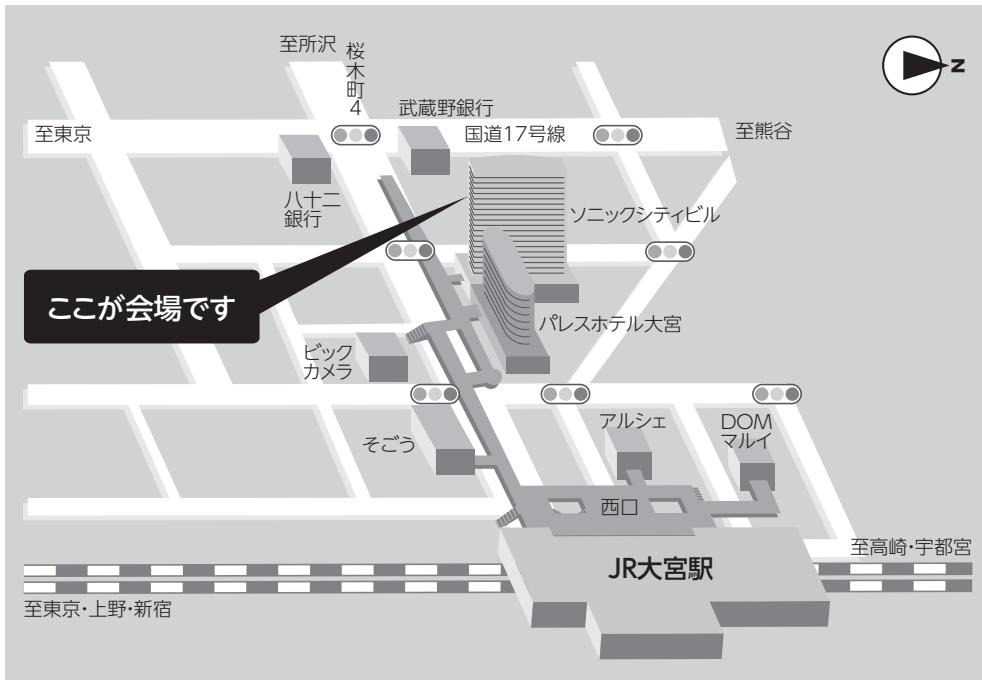
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が取締役に就任した場合は、取締役全員を被保険者として、当該保険契約を更新する予定であります。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を填補するものです。なお、保険料につきましては、全額会社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。候補者松尾芳行氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

メモ

# 株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5  
ソニックシティビル 6階 603会議室



## (お願い)

会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

最寄駅「JR大宮駅」(西口)より徒歩約5分

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願い申し上げます。
- ・運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。 <http://www.yamato-in.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。